

株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章～第7章（略）</p> <p>第8章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 新規記録手続</p> <p>第1款（略）</p> <p>第2款 新規記録手続（第275条－<u>第276条の4</u>）</p> <p>第3節（略）</p> <p>第4節 抹消手続</p> <p>第1款 交換時抹消（第277条の2－<u>第277条の5の6</u>）</p> <p>第2款～第7款（略）</p> <p>第4節の2～第9節（略）</p> <p>第8章の2～第10章（略）</p> <p>附則</p> <p>（指定株主名簿管理人等）</p> <p>第13条 振替株式等の発行者の株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人（以下この条において「指定株主名簿管理人等」という。）になろうとする者（法人であつて、第49条第1項（第271条第1項及び第272条第1項において準用する場合を含</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章（略）</p> <p>第8章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 新規記録手続</p> <p>第1款（略）</p> <p>第2款 新規記録手続（第275条－<u>第276条の3</u>）</p> <p>第3節（略）</p> <p>第4節 抹消手続</p> <p>第1款 交換時抹消（第277条の2－<u>第277条の5</u>）</p> <p>第2款～第7款（略）</p> <p>第4節の2～第9節（略）</p> <p>第8章の2～第10章（略）</p> <p>附則</p> <p>（指定株主名簿管理人等）</p> <p>第13条 振替株式等の発行者の株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人（以下この条において「指定株主名簿管理人等」という。）になろうとする者（法人であつて、第49条第1項（第271条第1項及び第272条第1項において準用する場合を含</p>

む。)、第276条の3第1項又は第285条の8第1項の通知の発出及び第149条第1項(第271条第1項及び第272条第1項において準用する場合を含む。)、第283条の6第1項又は第285条の61第1項の通知の受理その他の事務について当該発行者(振替投資信託受益権については受託会社)に代わって機構との間の手続を行う者並びに振替投資信託受益権の受託会社又は振替受益権の発行者が自ら受益者名簿管理人となる場合の当該受託会社又は当該発行者に限る。)は、機構に対し、規則で定めるところにより、指定株主名簿管理人等としての申請を行わなければならない。

2～12 (略)

(指定金融商品取引清算機関からの振替請求等)

第59条 機構は、機構加入者のうち指定金融商品取引清算機関(金融商品取引清算機関(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関をいう。)のうち、規則で指定する者をいう。以下同じ。)が対象取引(金融商品債務引受業(同条第28項に規定する金融商品債務引受業をいい、当該指定金融商品取引清算機関が同法第156条の6第1項の業務を行う場合にあつては、同法第156条の3第1項第6号に規定する金融商品債務引受業等をいう。以下同じ。)の対象とする債務の起因となる取引であつて、当該指定金融商品取引清算機関がその業務方法書において定めるものをいう。)の決済に係る振替請求を、清算参加者等(当該指定金融商品取引清算機関の業務方法書の定めるところにより、当該指定金融商品取引清算機関が行う金融商品債務引受業の相手方となるための資格を有する者及び当該資格を有する者に代わって対象取引の決済を行う者をいう。)である渡方機構加入者に

む。)、第276条の2第1項又は第285条の8第1項の通知の発出及び第149条第1項(第271条第1項及び第272条第1項において準用する場合を含む。)、第283条の6第1項又は第285条の61第1項の通知の受理その他の事務について当該発行者(振替投資信託受益権については受託会社)に代わって機構との間の手続を行う者並びに振替投資信託受益権の受託会社又は振替受益権の発行者が自ら受益者名簿管理人となる場合の当該受託会社又は当該発行者に限る。)は、機構に対し、規則で定めるところにより、指定株主名簿管理人等としての申請を行わなければならない。

2～12 (略)

(指定金融商品取引清算機関からの振替請求等)

第59条 機構は、機構加入者のうち指定金融商品取引清算機関(金融商品取引清算機関(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関をいう。)のうち、規則で指定する者をいう。以下同じ。)が対象取引(金融商品債務引受業(同条第28項に規定する金融商品債務引受業をいい、当該指定金融商品取引清算機関が同法第156条の6第1項の業務を行う場合にあつては、同法第156条の3第1項第6号に規定する金融商品債務引受業等をいう。以下同じ。)の対象とする債務の起因となる取引であつて、当該指定金融商品取引清算機関がその業務方法書において定めるものをいう。)の決済に係る振替請求を、清算参加者(当該指定金融商品取引清算機関の業務方法書の定めるところにより、当該指定金融商品取引清算機関が行う金融商品債務引受業の相手方となるための資格を有する者をいう。)である渡方機構加入者に代わって行った場合には、当該指定金融商品取引清算機関が指定

代わって行った場合には、当該指定金融商品取引清算機関が指定した振替日において、振替口座簿への減少の記録及び増加の記録並びに当該機構加入者及び当該指定金融商品取引清算機関への通知その他の処理をする。

(振替株式に係る規定の準用)

第274条の2 第3章第2節第1款の規定(第42条第2項及び第3項並びに第46条第2項を除く。)は、振替投資信託受益権について準用する。
この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えについては、規則で定める。

(略)	(略)	(略)
第43条第1項	(略)	(略)
	(略)	(略)
	前号の口座に新規記録(第49条第1項第10号又は第51条第1項第10号に規定する新規記録をいう。)をすべき振替株式の銘柄及び数	前号の口座に新規記録(第276条の3第1項第9号に規定する新規記録をいう。)をすべき振替投資信託受益権の銘柄及び口数
(略)	(略)	(略)

(指定金融商品取引清算機関の対象取引である場合の新規記録手続)

第276条の2 前条の規定にかかわらず、振替投資信託受益権について、信託が設定される場合であって、当該設定に係る取引が指定金融商品取引清算機関の対象取引であるときは、次項から第10項までに掲げるところにより新規記録を行う。

した振替日において、振替口座簿への減少の記録及び増加の記録並びに当該機構加入者及び当該指定金融商品取引清算機関への通知その他の処理をする。

(振替株式に係る規定の準用)

第274条の2 第3章第2節第1款の規定(第42条第2項及び第3項並びに第46条第2項を除く。)は、振替投資信託受益権について準用する。
この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えについては、規則で定める。

(略)	(略)	(略)
第43条第1項	(略)	(略)
	(略)	(略)
	前号の口座に新規記録(第49条第1項第10号又は第51条第1項第10号に規定する新規記録をいう。)をすべき振替株式の銘柄及び数	前号の口座に新規記録(第276条の2第1項第9号に規定する新規記録をいう。)をすべき振替投資信託受益権の銘柄及び口数
(略)	(略)	(略)

(新設)

2 発行者は、前項の振替投資信託受益権について、信託が設定される場合には、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項の通知（以下この条において「新規記録通知」という。）をしなければならない。

（1） 当該振替投資信託受益権の銘柄

（2） 前号の振替投資信託受益権の受益者となるべき加入者の氏名又は名称

（3） 前号の加入者のために開設された第1号の振替投資信託受益権の振替を行うための口座

（4） 第1号の振替投資信託受益権の口数

（5） 新規記録（第6項に規定する記録をいう。以下この条において同じ。）をすべき日

（6） その他規則で定める事項

3 指定金融商品取引清算機関は、前項の信託の設定に係る信託財産が機構取扱対象株式等の場合には、規則で定める方法により、当該機構取扱対象株式等を受託会社の口座に振り替えるものとする。

4 機構は、第2項の通知を受けた場合には、直ちに発行口に次に掲げる事項の記録を行うとともに、機構加入者、発行者及び受託会社に対し、振替投資信託受益権の銘柄その他の規則で定める事項を通知する。

（1） 新規記録をすべき振替投資信託受益権の銘柄

（2） 前号の振替投資信託受益権について新規記録をすべき口座

（3） 第1号の振替投資信託受益権の口数

（4） その他規則で定める事項

5 受託会社は、発行口に記録されている新規記録に係る銘柄の振替投資信託受益権について、新規記録日に、機構に対し、規則で定める事項を

通知しなければならない。

6 機構は、前項の通知を受けた場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める記録をする。

(1) 機構が第2項第3号の口座を開設したものである場合 当該口座の保有欄における第2項第2号の加入者に係る同項第4号の口数の増加の記録

(2) 機構が第2項第3号の口座を開設したものでない場合 直接口座管理機関であって第2項第2号の加入者の上位機関である者の顧客口における当該加入者に係る同項第4号の口数の増加の記録

7 機構は、前項の増加の記録をしたときは、機構加入者、発行者及び受託会社に対し、その旨を通知する。

8 前項の通知を受けた場合には、直接口座管理機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を執る。

(1) 第2項第3号の口座が当該直接口座管理機関の開設したものである場合 当該口座の保有欄における第2項第2号の加入者に係る同項第4号の口数の増加の記載又は記録

(2) 第2項第3号の口座が当該直接口座管理機関の開設したものでない場合 その直近下位機関であって第2項第2号の加入者の上位機関である者の顧客口における当該加入者に係る同項第4号の口数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第1号から第4号までに掲げる事項の通知

9 指定金融商品取引清算機関は、規則で定める方法により、第2項第3号の口座の保有欄に記録された振替投資信託受益権を設定の申込みを行った者(当該申込みを行った者が清算参加者に有価証券等清算取次ぎの委託を行っている場合には当該清算参加者)の口座に振り替えるもの

とする。

10 発行者は、第2項の通知をした後に、発行者が振替投資信託受益権を
発行しないこととなったときは、直ちに、機構に対し、その旨を通知し
なければならない。

(信託の併合により消滅すべき無記名受益権でない受益権が振替投資信
託受益権でない場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信
託受益権を交付するときの新規記録手続)

第276条の3 (略)

2～9 (略)

(信託の併合により消滅すべき無記名受益権である受益権が振替投資信
託受益権でない場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信
託受益権を交付するときの新規記録手続)

第276条の4 (略)

2～8 (略)

(指定金融商品取引清算機関の対象取引である場合の交換時抹消)

第277条の5の2 第277条の2から前条までの規定にかかわらず、機構が
振替機関として交換時抹消を行う場合において、当該交換に係る取引が
指定金融商品取引清算機関の対象取引であるときは、次条から第277条
の5の6までに掲げるところにより抹消を行う。

(交換時抹消予定情報)

(信託の併合により消滅すべき無記名受益権でない受益権が振替投資信
託受益権でない場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信
託受益権を交付するときの新規記録手続)

第276条の2 (略)

2～9 (略)

(信託の併合により消滅すべき無記名受益権である受益権が振替投資信
託受益権でない場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信
託受益権を交付するときの新規記録手続)

第276条の3 (略)

2～8 (略)

(新設)

第277条の5の3 指定金融商品取引清算機関は、抹消日に機構に対して、交換時抹消により減少記録される振替投資信託受益権の交換時抹消予定情報を通知しなければならない。

(新設)

2 前項に定めるもののほか、機構が振替機関として交換時抹消を行う場合の交換時抹消予定情報に関し必要な事項は、規則で定める。

(抹消口への記録)

第277条の5の4 機構は、指定金融商品取引清算機関から前条に規定する交換時抹消予定情報の通知を受けた場合には、交換時抹消予定情報に係る内容を抹消口へ記録するとともに、指定金融商品取引清算機関、発行者及び受託会社に対し、抹消口記録情報を通知する。

(新設)

2 指定金融商品取引清算機関は、抹消口に記録されている銘柄の交換時抹消予定情報を通知する場合には、交換時抹消に係る信託財産(機構取扱対象株式等である場合に限る。)を交換の申込みを行った者(当該申込みを行った者が清算参加者に有価証券等清算取次ぎの委託を行っている場合には当該清算参加者)の口座に振替を行うとともに、交換時抹消により減少記録される振替投資信託受益権を指定金融商品取引清算機関の口座に振替を行うものとする。この場合における振替は、規則で定める方法による。

(交換時抹消の申請)

第277条の5の5 指定金融商品取引清算機関は、前条第1項に規定する抹消口記録情報の通知を受けた場合には機構に対し、抹消の申請をしなければならない。

(新設)

(抹消記録)

第277条の5の6 機構は、前条の通知を受けた場合には、第277条の5の4第1項の規定により抹消口に記録した口数につき指定金融商品取引清算機関の口座の減少の記録を行う。

2 前項の抹消記録を行った場合には、機構は、指定金融商品取引清算機関、発行者及び受託会社に対し、当該抹消を行った旨その他の規則で定める事項を通知する。この場合において、当該通知を受けた者は、その内容を確認する。

(交換時抹消予定情報等の通知の制限)

第277条の12 機構は、特定の銘柄の振替投資信託受益権について、第277条の2第1項(第277条の6において読み替えて準用する場合を含む。)、第277条の5の3第1項及び第277条の7第1項の通知のうち、規則で定める通知の入力を制限することができる。この場合において、機構は、あらかじめ、当該特定の銘柄の振替投資信託受益権の発行者及び受託会社並びに機構加入者及び間接口座管理機関に対し、その旨を通知する。

(信託の併合により他の銘柄の振替投資信託受益権が交付される場合に関する記載又は記録手続)

第277条の17 信託の併合に係る各信託の受益権が振替投資信託受益権である場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付しようとするときは、当該発行者は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、第276条から第276条の4までの規定は、適用しない。

(新設)

(交換時抹消予定情報等の通知の制限)

第277条の12 機構は、特定の銘柄の振替投資信託受益権について、第277条の2第1項(第277条の6において読み替えて準用する場合を含む。)及び第277条の7第1項の通知のうち、規則で定める通知の入力を制限することができる。この場合において、機構は、あらかじめ、当該特定の銘柄の振替投資信託受益権の発行者及び受託会社並びに機構加入者及び間接口座管理機関に対し、その旨を通知する。

(信託の併合により他の銘柄の振替投資信託受益権が交付される場合に関する記載又は記録手続)

第277条の17 信託の併合に係る各信託の受益権が振替投資信託受益権である場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付しようとするときは、当該発行者は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、第276条から第276条の3までの規定は、適用しない。

(1) ~ (6) (略)
2 ~ 1 2 (略)

(信託の併合により消滅すべき受益権が振替投資信託受益権でない場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付しようとするときの取扱い)

第277条の19 信託の併合により消滅すべき受益権(無記名受益権を除く。以下この条において同じ。)が振替投資信託受益権でない場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付しようとするときは、当該発行者は、当該信託の併合により消滅すべき受益権に係る受益者及び登録受益権質権者の口座を第276条の3第1項第3号の口座とし、信託併合効力発生日を同項第9号の新規記録をすべき日とする同項の新規記録通知をしなければならない。ただし、信託併合効力発生日を同項第9号の新規記録をすべき日とすることができない特別の事情があるものと認められる場合には、この限りでない。

2 信託の併合により消滅すべき受益権について、公示催告手続(非訟事件手続法(平成23年法律第51号)第100条に規定する公示催告手続をいう。)が行われている受益証券に係るものがあるときは、発行者は、規則で定めるところにより、当該信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権について第276条の3第1項の新規記録通知をしなければならない。

(振替投資信託受益権の内容の提供)

第285条 機構は、次の各号に掲げる通知があった場合には、当該通知に係る振替投資信託受益権の銘柄について、規則で定める方法により、規

(1) ~ (6) (略)
2 ~ 1 2 (略)

(信託の併合により消滅すべき受益権が振替投資信託受益権でない場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付しようとするときの取扱い)

第277条の19 信託の併合により消滅すべき受益権(無記名受益権を除く。以下この条において同じ。)が振替投資信託受益権でない場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付しようとするときは、当該発行者は、当該信託の併合により消滅すべき受益権に係る受益者及び登録受益権質権者の口座を第276条の2第1項第3号の口座とし、信託併合効力発生日を同項第9号の新規記録をすべき日とする同項の新規記録通知をしなければならない。ただし、信託併合効力発生日を同項第9号の新規記録をすべき日とすることができない特別の事情があるものと認められる場合には、この限りでない。

2 信託の併合により消滅すべき受益権について、公示催告手続(非訟事件手続法(平成23年法律第51号)第100条に規定する公示催告手続をいう。)が行われている受益証券に係るものがあるときは、発行者は、規則で定めるところにより、当該信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権について第276条の2第1項の新規記録通知をしなければならない。

(振替投資信託受益権の内容の提供)

第285条 機構は、次の各号に掲げる通知があった場合には、当該通知に係る振替投資信託受益権の銘柄について、規則で定める方法により、規

則で定める事項を加入者が知ることができるようにする措置を執る。

- (1) (略)
- (2) 第276条の2第2項の通知
- (3) 第276条の3第1項の通知
- (4) 第276条の4第1項の通知
- (5) (略)

則で定める事項を加入者が知ることができるようにする措置を執る。

- (1) (略)
- (2) 第276条の2第1項の通知 (新設)
- (3) 第276条の3第1項の通知
- (4) (略)

2. 附 則

この改正規定は、令和3年1月18日から施行する。

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章～第6章（略）</p> <p>第7章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い</p> <p> 第1節 新規記録手続（第353条－<u>第354条の3</u>）</p> <p> 第2節～第9節（略）</p> <p>第7章の2・第8章（略）</p> <p>（日本証券クリアリングからの振替請求）</p> <p>第62条 日本証券クリアリングが規程第59条の規定による<u>渡方現物清算参加者等</u>（日本証券クリアリングの清算参加者のうち日本証券クリアリングの業務方法書に規定する現物清算資格を有する者（以下「現物清算参加者」という。）<u>又は日本証券クリアリングの業務方法書に規定する登録E T F信託銀行</u>（以下「<u>登録E T F信託銀行</u>」という。）であり、かつ、振替株式の渡方になった機構加入者をいう。以下同じ。）の機構加入者口座から日本証券クリアリングの機構加入者口座への振替請求、日本証券クリアリングの機構加入者口座から<u>受方現物清算参加者等</u>（現物清算参加者<u>又は登録E T F信託銀行</u>のうち振替株式の受方になった機構加入者をいう。以下同じ。）の機構加入者口座への振替請求をする方法は、機構が別に定める。</p> <p>2 日本証券クリアリングがDVP決済（日本証券クリアリングから<u>受方現物清算参加者等</u>への有価証券の引渡しを、当該受方現物清算参加者等</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章（略）</p> <p>第7章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い</p> <p> 第1節 新規記録手続（第353条－<u>第354条の2</u>）</p> <p> 第2節～第9節（略）</p> <p>第7章の2・第8章（略）</p> <p>（日本証券クリアリングからの振替請求）</p> <p>第62条 日本証券クリアリングが規程第59条の規定による<u>渡方現物清算参加者</u>（日本証券クリアリングの清算参加者のうち日本証券クリアリングの業務方法書に規定する現物清算資格を有する者（以下「現物清算参加者」という。）であり、かつ、振替株式の渡方になった機構加入者をいう。以下同じ。）の機構加入者口座から日本証券クリアリングの機構加入者口座への振替請求<u>及び</u>日本証券クリアリングの機構加入者口座から<u>受方現物清算参加者</u>（現物清算参加者のうち振替株式の受方になった機構加入者をいう。以下同じ。）の機構加入者口座への振替請求をする方法は、機構が別に定める。</p> <p>2 日本証券クリアリングがDVP決済（日本証券クリアリングから<u>受方現物清算参加者</u>への有価証券の引渡しを、当該受方現物清算参加者から</p>

から日本証券クリアリングに引き渡された有価証券及び金銭の額等の範囲内に限って行う方式による決済として日本証券クリアリングが定めたものをいう。以下同じ。)のために前項に規定する日本証券クリアリングの機構加入者口座から受方現物清算参加者等の機構加入者口座への振替請求をする場合には、当該振替請求について、日本証券クリアリングが定めるところに従って計算される振替限度内に限ってその全部又は一部の振替を行う旨の条件を付すことができる。

3 (略)

(日本証券クリアリングの渡方現物清算参加者等による振替の一時停止又は解除の申告)

第63条 渡方現物清算参加者等は、前条第1項に規定する振替請求について、当該振替請求に係る振替の処理を一時停止する措置(以下この条及び次条において「振替の一時停止」という。)の申告又は当該振替の一時停止の解除時刻の指定をしようとする場合には、機構に対し、振替日前日又は振替日に、当該申告又は指定(振替日に当該申告又は指定をしようとする場合には、当該振替請求に係る振替が未了の状態となっているものに係るものに限る。)をする旨を明らかにして振替の一時停止の申告をする方法として機構の定めるものにより行わなければならない。

2 渡方現物清算参加者等は、振替の一時停止の解除(前項の指定による場合を除く。以下この項において同じ。)を受けようとする場合は、機構に対し、機構の定めるところにより一時停止の解除の申告をしなければならない。

(日本証券クリアリングの振替請求に基づく振替等)

日本証券クリアリングに引き渡された有価証券及び金銭の額等の範囲内に限って行う方式による決済として日本証券クリアリングが定めたものをいう。以下同じ。)のために前項に規定する日本証券クリアリングの機構加入者口座から受方現物清算参加者の機構加入者口座への振替請求をする場合には、当該振替請求について、日本証券クリアリングが定めるところに従って計算される振替限度内に限ってその全部又は一部の振替を行う旨の条件を付すことができる。

3 (略)

(日本証券クリアリングの渡方現物清算参加者による振替の一時停止又は解除の申告)

第63条 渡方現物清算参加者は、前条第1項に規定する振替請求について、当該振替請求に係る振替の処理を一時停止する措置(以下この条及び次条において「振替の一時停止」という。)の申告又は当該振替の一時停止の解除時刻の指定をしようとする場合には、機構に対し、振替日前日又は振替日に、当該申告又は指定(振替日に当該申告又は指定をしようとする場合には、当該振替請求に係る振替が未了の状態となっているものに係るものに限る。)をする旨を明らかにして振替の一時停止の申告をする方法として機構の定めるものにより行わなければならない。

2 渡方現物清算参加者は、振替の一時停止の解除(前項の指定による場合を除く。以下この項において同じ。)を受けようとする場合は、機構に対し、機構の定めるところにより一時停止の解除の申告をしなければならない。

(日本証券クリアリングの振替請求に基づく振替等)

第64条 機構は、日本証券クリアリングから規程第59条の振替請求を受けた場合には、次の各号に掲げる振替請求の区分に応じ、当該各号に定める時に、渡方現物清算参加者等、受方現物清算参加者等及び日本証券クリアリングの機構加入者口座に当該振替請求に係る所要の記録をする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に定める時において当該振替請求に係る減少の記録をすべき口座についての口座残高不足等のために当該振替請求における振替数のうち振り替えられなかった数がある場合又は振替の一時停止の申告を受けている場合には、振替日に限り、当該口座に振替可能な残高が発生した時又は一時停止の申告が解除された時に、渡方現物清算参加者等、受方現物清算参加者等及び日本クリアリングの機構加入者口座に当該振替請求に係る所要の記録をする。

(新規記録通知をする時期)

第354条 規程第276条第1項及び同第276条の4第1項の新規記録通知は、機構が特に認める場合を除き、新規記録をすべき日（規程第276条第1項第6号及び同第276条の4第1項第6号の新規記録をすべき日をいう。）にするものとする。

2 規程第276条の3第1項の新規記録通知は、機構が特に定める場合を除き、新規記録をすべき日（同項第9号の新規記録をすべき日をいう。）の前営業日から起算して2営業日前までにするものとする。

(新規記録通知事項等)

第354条の2 規程第276条第1項第1号から第3号まで及び同第276条の4第1項第1号から第3号までに掲げる事項の通知は、次に掲げる事項

第64条 機構は、日本証券クリアリングから規程第59条の振替請求を受けた場合には、次の各号に掲げる振替請求の区分に応じ、当該各号に定める時に、渡方現物清算参加者、受方現物清算参加者及び日本証券クリアリングの機構加入者口座に当該振替請求に係る所要の記録をする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に定める時において当該振替請求に係る減少の記録をすべき口座についての口座残高不足等のために当該振替請求における振替数のうち振り替えられなかった数がある場合又は振替の一時停止の申告を受けている場合には、振替日に限り、当該口座に振替可能な残高が発生した時又は一時停止の申告が解除された時に、渡方現物清算参加者、受方現物清算参加者及び日本クリアリングの機構加入者口座に当該振替請求に係る所要の記録をする。

(新規記録通知をする時期)

第354条 規程第276条第1項及び同第276条の3第1項の新規記録通知は、機構が特に認める場合を除き、新規記録をすべき日（規程第276条第1項第6号及び同第276条の3第1項第6号の新規記録をすべき日をいう。）にするものとする。

2 規程第276条の2第1項の新規記録通知は、機構が特に定める場合を除き、新規記録をすべき日（同項第9号の新規記録をすべき日をいう。）の前営業日から起算して2営業日前までにするものとする。

(新規記録通知事項等)

第354条の2 規程第276条第1項第1号から第3号まで及び同第276条の3第1項第1号から第3号までに掲げる事項の通知は、次に掲げる事項

の通知により行うものとする。

(1)・(2) (略)

2 規程第276条第1項第7号及び同第276条の4第1項第7号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) (略)

3 (略)

4 規程第276条第3項及び同項第4号並びに同第276条の4第2項及び同項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(10) (略)

5 規程第276条第4項及び同第276条の4第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4) (略)

6 規程第276条の3第1項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる事項の通知は、次に掲げる事項の通知により行うものとする。

(1)～(3) (略)

7 規程第276条の3第1項第10号に規定するその他規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) (略)

8 規程第276条の3第2項の通知は、原則として、新規記録をすべき日(同条第1項第9号の新規記録をすべき日をいう。次項において同じ。)の前営業日にするものとする。

9 規程第276条の3第4項に規定する記載又は記録は、新規記録をすべき日の業務開始時に行うものとする。

(設定に係る取引が指定金融商品取引清算機関の対象取引である場合の

の通知により行うものとする。

(1)・(2) (略)

2 規程第276条第1項第7号及び同第276条の3第1項第7号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) (略)

3 (略)

4 規程第276条第3項及び同項第4号並びに同第276条の3第2項及び同項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(10) (略)

5 規程第276条第4項及び同第276条の3第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4) (略)

6 規程第276条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる事項の通知は、次に掲げる事項の通知により行うものとする。

(1)～(3) (略)

7 規程第276条の2第1項第10号に規定するその他規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) (略)

8 規程第276条の2第2項の通知は、原則として、新規記録をすべき日(同条第1項第9号の新規記録をすべき日をいう。次項において同じ。)の前営業日にするものとする。

9 規程第276条の2第4項に規定する記載又は記録は、新規記録をすべき日の業務開始時に行うものとする。

新規記録通知事項等)

第354条の3 規程第276条の2第2項第1号から第3号までに掲げる事項の通知は、次に掲げる事項の通知により行うものとする。

- (1) 当該振替投資信託受益権の銘柄コード
- (2) 日本証券クリアリングのために開設された新規記録をすべき口座に係る機構加入者コード

2 規程第276条の2第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 発行者に係る委託会社コード
- (3) その他機構が定める事項

3 規程第276条の2第3項に規定する規則で定める方法は、前日DVP振替請求(市場取引)とする。

4 規程第276条の2第4項及び同項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 株式等リファレンスナンバー
- (2) 進捗ステータス(信託設定済通知待ちである旨)
- (3) 振替投資信託受益権の銘柄
- (4) 振替投資信託受益権の銘柄コード
- (5) 発行口に記録した口数
- (6) 委託会社コード
- (7) 受託会社コード
- (8) 新規記録をすべき口座に係る機構加入者コード
- (9) 新規記録日
- (10) その他機構が定める事項

(新設)

5 規程第276条の2第5項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 株式等リファレンスナンバー

(2) 受託会社コード

(3) 振替投資信託受益権の銘柄コード

(4) その他機構が定める事項

6 規程第276条の2第9項に規定する規則で定める方法は、前日DVP振替請求（市場取引）とする。

(振替株式についての規定の準用)

第355条 第2章の規定は、規程第273条、第274条の2、第277条、第278条、第279条、第283条の8及び第283条の9において振替投資信託受益権について規程第3章第1節、同章第2節第1款、同章第3節、同章第13節、同章第14節、同章第19節及び同章第21節の規定を読み替えて準用する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第62条第1項	日本証券クリアリングの機構加入者口座から受方現物清算参加者等（現物清算参加者又は登録ETF信託銀行のうち振替株式の受方になった機構加入者をいう。以下	日本証券クリアリングの機構加入者口座から受方現物清算参加者等（現物清算参加者又は登録ETF信託銀行のうち振替株式の受方になった機構加入者をいう。以下
---------	--	--

(振替株式についての規定の準用)

第355条 第2章の規定は、規程第273条、第274条の2、第277条、第278条、第279条、第283条の8及び第283条の9において振替投資信託受益権について規程第3章第1節、同章第2節第1款、同章第3節、同章第13節、同章第14節、同章第19節及び同章第21節の規定を読み替えて準用する場合について準用する。

	<u>同じ。)の機構加入者 口座への振替請求</u>	<u>同じ。)の機構加入者 口座への振替請求及 び規程第276条の2第 9項並びに第277条の 5の4第2項の規定 による日本証券クリ アリングの機構加入 者口座間の振替請求</u>
<u>第62条第2項</u>	<u>前項に規定する日本 証券クリアリングの 機構加入者口座から 受方現物清算参加者 等の機構加入者口座 への振替請求をする 場合</u>	<u>前項に規定する日本 証券クリアリングの 機構加入者口座から 受方現物清算参加者 等の機構加入者口座 への振替請求をする 場合及び規程第277条 の5の4第2項の規 定により日本証券ク リアリングの機構加 入者口座間の振替請 求をする場合</u>
<u>第63条第1項</u>	<u>渡方現物清算参加者 等</u>	<u>渡方現物清算参加者 等及び日本証券クリ アリング（規程第276 条の2第9項の規定 により日本証券クリ</u>

		<u>アリングの機構加入者口座間の振替請求をする場合における日本証券クリアリングをいう。次項において同じ。)</u>
<u>第63条第2項</u>	<u>渡方現物清算参加者等</u>	<u>渡方現物清算参加者等及び日本証券クリアリング</u>
<u>第64条第1項</u>	<u>日本証券クリアリングから規程第59条の振替請求を受けた場合</u>	<u>日本証券クリアリングから規程第59条の振替請求を受けた場合及び第277条の5の4第2項の規定により日本証券クリアリングの機構加入者口座間の振替請求を受けた場合</u>

(交換に係る取引が指定金融商品取引清算機関の対象取引である場合の交換時抹消に係る信託財産の振替)

第355条の5の2 規程第277条の5の4第2項に規定する規則で定める方法は、「前日DVP振替請求（市場取引）」とする。

(新設)

(交換に係る取引が指定金融商品取引清算機関の対象取引である場合の抹

消記録に伴う通知事項)

第355条の5の3 規程第277条の5の6第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 株式等リファレンスナンバー
- (2) 進捗ステータス (抹消済みである旨)
- (3) 振替投資信託受益権の銘柄
- (4) 振替投資信託受益権の銘柄コード
- (5) 抹消した口数
- (6) 委託会社コード
- (7) 受託会社コード
- (8) 抹消申請機構加入者の機構加入者コード
- (9) 抹消日
- (10) その他機構が定める事項

別表3

1 統合Web端末

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
}			
(略)			
交換時抹消予定情報通知	(略)	(略)	(略)

(新設)

別表3

1 統合Web端末

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
}			
(略)			
交換時抹消予定情報通知	(略)	(略)	(略)

<u>交換時抹消予定情報通知</u>	<u>午前9時から午後3時30分まで</u>	<u>規程第277条の5の3</u>	<u>抹消すべき日の当日に入力</u>
信託財産振替済通知(抹消申請)	午前9時から午後3時30分まで	規程第277条の4(同第277条の6において読み替えて準用する場合を含む。)、 <u>規程第277条の5の5及び同第277条の9</u>	抹消すべき日の当日に入力
(略)			
}			
(略)			

②～④ (略)

⑤ 振替投資信託受益権又は振替受益権の発行者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
新規記録情報通知	(略)	規程第276条第1項、 <u>同第276条の4第1項</u>	(略)
<u>新規記録情報通知</u>	<u>午前9時から午後3時30分まで</u>	<u>規程第276条の2第2項</u>	<u>新規記録日の前営業日に入力</u>

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
信託財産振替済通知(抹消申請)	午前9時から午後3時30分まで	規程第277条の4(同第277条の6において読み替えて準用する場合を含む。) <u>及び同第277条の9</u>	抹消すべき日の当日に入力
(略)			
}			
(略)			

②～④ (略)

⑤ 振替投資信託受益権又は振替受益権の発行者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
新規記録情報通知	(略)	規程第276条第1項、 <u>同第276条の3第1項</u>	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(略)

⑥ 振替投資信託受益権の受託会社からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
信託設定済通知	(略)	規程第 276 条第 4 項、 <u>同第 276 条の 2 第 5 項</u> 、 <u>同第 276 条の 4 第 3 項</u>	(略)

(2) 出力

①～③ (略)

④ 振替投資信託受益権の発行者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
蓄積メッセージ一覧(発行口記録情報通知)	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	規程第 276 条第 3 項、 <u>同第 276 条の 2 第 4 項</u> 、 <u>同第 276 条の 4 第 2 項</u>	—
蓄積メッセージ一覧(新規記録済通知)	午前 7 時から午後 8 時まで	規程第 276 条第 6 項、 <u>同第 276 条の 2 第 7 項</u> 、 <u>同第 276 条の 4 第 5 項</u>	—
蓄積メッセージ	午前 7 時から	規程第 277 条	—

(略)

⑥ 振替投資信託受益権の受託会社からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
信託設定済通知	(略)	規程第 276 条第 4 項、 <u>同第 276 条の 3 第 3 項</u>	(略)

(2) 出力

①～③ (略)

④ 振替投資信託受益権の発行者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
蓄積メッセージ一覧(発行口記録情報通知)	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	規程第 276 条第 3 項、 <u>同第 276 条の 3 第 2 項</u>	—
蓄積メッセージ一覧(新規記録済通知)	午前 7 時から午後 8 時まで	規程第 276 条第 6 項、 <u>同第 276 条の 3 第 5 項</u>	—
蓄積メッセージ	午前 7 時から	規程第 277 条	—

ジ一覧(抹消済通知)	午後8時まで	の3第1項(同第277条の6において読み替えて準用する場合を含む。)、同第277条の5第2項(同第277条の6において読み替えて準用する場合を含む。)、同第277条の5の4第1項、同第277条の5の6第2項、同第277条の8及び第277条の10第2項	
(略)			
}			
(略)			

④の2～⑥ (略)

⑦ 振替投資信託受益権の受託会社への出力

データの種別	データ授受の	規程又は規則	備考
--------	--------	--------	----

ジ一覧(抹消済通知)	午後8時まで	の5第2項(同第277条の6において読み替えて準用する場合を含む。))及び第277条の10第2項	
(略)			
}			
(略)			

④の2～⑥ (略)

⑦ 振替投資信託受益権の受託会社への出力

データの種別	データ授受の	規程又は規則	備考
--------	--------	--------	----

	時間		
蓄積メッセージ一覧(発行口記録情報通知)	午前9時から 午後3時30分 まで	規程第276条 第3項、 <u>同第 276条の2第4 項、同第276条 の4第2項</u>	—
蓄積メッセージ一覧(新規記録済通知)	午前9時から 午後3時30分 まで	規程第276条 第6項、 <u>同第 276条の2第7 項、同第276条 の4第5項</u>	—
蓄積メッセージ一覧(抹消済通知)	午前9時から 午後3時30分 まで	規程第277条 <u>の3第1項(同 第277条の6 において読み 替えて準用す る場合を含 む。)、同第277 条の5第2項 (同第277条 の6において 読み替えて準 用する場合を 含む。)、<u>同第 277条の5の4</u></u>	—

	時間		
蓄積メッセージ一覧(発行口記録情報通知)	午前9時から 午後3時30分 まで	規程第276条 第3項、 <u>同第 276条の3第2 項</u>	—
蓄積メッセージ一覧(新規記録済通知)	午前9時から 午後3時30分 まで	規程第276条 第6項、 <u>同第 276条の3第5 項</u>	—
蓄積メッセージ一覧(抹消済通知)	午前9時から 午後3時30分 まで	規程277条の 5第2項(同 第277条の6 において読み 替えて準用す る場合を含 む。)及び第 277条の10第 2項	—

		第1項、同第 277条の5の6 第2項、同第 277条の8及び 第277条の10 第2項	
(略)			

2 ファイル伝送

(1) 入力

① (略)

② 発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人）からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
新規記録通知データ	午前3時から午後8時まで	規程第49条第1項又は同第51条第1項(同第5章から第7章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同	規則第43条、第47条、第286条第3項、第347条第2項に定める日に入力

(略)			

2 ファイル伝送

(1) 入力

① (略)

② 発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人）からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
新規記録通知データ	午前3時から午後8時まで	規程第49条第1項又は同第51条第1項(同第5章から第7章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同	規則第43条、第47条、第286条第3項、第347条第2項に定める日に入力

		第 214 条第 1 項、同第 268 条第 1 項、同第 276 条の 3 第 1 項、同第 285 条の 8 第 1 項	
(略)			
}			
(略)			

③ (略)

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
(略)			
新規記録通知 情報データ	午前 3 時から 午後 8 時まで	規程第 49 条第 2 項、同第 51 条第 2 項 (同第 5 章から第 7 章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第 276 条の 3 第 2	規則第 44 条第 3 項、同第 48 条第 3 項、同第 354 条の 2 第 8 項に定める日に出力

		第 214 条第 1 項、同第 268 条第 1 項、同第 276 条の 2 第 1 項、同第 285 条の 8 第 1 項	
(略)			
}			
(略)			

③ (略)

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
(略)			
新規記録通知 情報データ	午前 3 時から 午後 8 時まで	規程第 49 条第 2 項、同第 51 条第 2 項 (同第 5 章から第 7 章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第 276 条の 2 第 2	規則第 44 条第 3 項、同第 48 条第 3 項、同第 354 条の 2 第 8 項に定める日に出力

		項、同第 285 条 の 8 第 2 項	
(略)			
}			
(略)			

②・③ (略)

3 オンライン・リアルタイム接続

(1) (略)

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の 時間	規程又は規則	備考
(略)			
}			
(略)			
新規記録済通 知	午前 9 時から 午後 3 時 30 分 まで	規程第 51 条第 5 項及び同第 52 条第 15 項 (同第 6 章及 び第 7 章にお いて読み替え て準用する場 合を含む。)、同 第 180 条第 6	規程第 51 条第 5 項の通知は、 午後 3 時 30 分 以降に出力

		項、同第 285 条 の 8 第 2 項	
(略)			
}			
(略)			

②・③ (略)

3 オンライン・リアルタイム接続

(1) (略)

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の 時間	規程又は規則	備考
(略)			
}			
(略)			
新規記録済通 知	午前 9 時から 午後 3 時 30 分 まで	規程第 51 条第 5 項及び同第 52 条第 15 項 (同第 6 章及 び第 7 章にお いて読み替え て準用する場 合を含む。)、同 第 180 条第 6	規程第 51 条第 5 項の通知は、 午後 3 時 30 分 以降に出力

		項、同第 181 条 第 13 項、同第 <u>276 条の 3</u> 第 5 項、同第 285 条 の 8 第 5 項	
(略)			
(略)			

②・③ (略)

4・5 (略)

		項、同第 181 条 第 13 項、同第 <u>276 条の 2</u> 第 5 項、同第 285 条 の 8 第 5 項	
(略)			
(略)			

②・③ (略)

4・5 (略)

2. 附 則

この改正規定は、令和 3 年 1 月 18 日から施行する。

以 上

株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1. 株式等振替制度に係る手数料に関する規則（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新				旧			
別表				別表			
株式等振替制度に係る手数料表				株式等振替制度に係る手数料表			
1. 機構加入者に対する手数料				1. 機構加入者に対する手数料			
手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率
振替手数料	(略)			振替手数料	(略)		
	振替投資口	(1) (略)	(略)		振替投資口	(1) (略)	(略)
	振替優先出資	(2) 区分口座間振替等（次のaからcまでの振替等をいう。）の場合	(略)		振替優先出資	(2) 区分口座間振替等（次のaからcまでの振替等をいう。）の場合	(略)
振替投資信託受益権	a 規則第53条に規定する振替請求に基づく振替	振替投資信託受益権		a 規則第53条に規定する振替請求に基づく振替			
振替受益権	(同一機構加入者の区分口座間の振替に限る。ただし、次の(3)の日本証券クリアリングの機構加入者口座間の振替投資信託受益権に係る振替を除く。)において、渡方機構加入者及び受方機構加入者	振替受益権		(同一機構加入者の区分口座間の振替に限る。)において、渡方機構加入者及び受方機構加入者			

		b・c (略)	
	(3)	(略)	(略)
(略)			

(注) 1. 日本証券クリアリングの決済に係る振替に関する振替手数料は、規則第62条第1項に規定する渡方現物清算参加者等の機構加入者口座から日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)への振替及び日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者等の機構加入者口座への振替について、渡方現物清算参加者等にあつては渡方現物清算参加者等の機構加入者口座から日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)への振替における渡方及び受方に係る振替件数を、受方現物清算参加者等にあつては日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)から受方現物清算参加者等の機構加入者口座への振替における渡方及び受方に係る振替件数を、当該渡方現物清算参加者等又は受方現物清算参加者等となった機構加入者ごとに集計した上で徴収料率を適用して算出した額の合計額とする(振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替投資信託受益権及び振替受益権の算出において同じ。ただし、振替投資信託受益権の算出においては、「規則第62条第1項に規定する渡方現物清算参加者等の機構加入者口座から日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)への振替及び日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者等の機構加入者口座への振替」とあるのは「規則第62条第1項に規定する渡方現物清算参加者等(日本証券クリアリングの機構加入者口座間の振替における日本証券クリアリングを含む。以下同じ。)の機構加入者口座から日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)への振替

		b・c (略)	
	(3)	(略)	(略)
(略)			

(注) 1. 日本証券クリアリングの決済に係る振替に関する振替手数料は、規則第62条第1項に規定する渡方現物清算参加者の機構加入者口座から日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)への振替及び日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の機構加入者口座への振替について、渡方現物清算参加者にあつては渡方現物清算参加者の機構加入者口座から日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)への振替における渡方及び受方に係る振替件数を、受方現物清算参加者にあつては日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)から受方現物清算参加者の機構加入者口座への振替における渡方及び受方に係る振替件数を、当該渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった機構加入者ごとに集計した上で徴収料率を適用して算出した額の合計額とする(振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替投資信託受益権及び振替受益権の算出において同じ。)

(日本証券クリアリングの機構加入者口座間の振替を含む。以下同じ。)
及び日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)から同項に規定
する受方現物清算参加者等(日本証券クリアリングの機構加入者口座間
の振替における日本証券クリアリングを含む。以下同じ。)の機構加入
者口座への振替(日本証券クリアリングの機構加入者口座間の振替を含
む。以下同じ。)」と、読み替えるものとする。)

(注) 2.～16. (略)

2.・3. (略)

(注) 2.～16. (略)

2.・3. (略)

2. 附 則

この改正規定は、令和3年1月18日から施行する。

以 上